

第Ⅶ章 パークマネジメントプラン

1. 目的と構成

公園の管理運営は、その設置目的、規模、周辺の都市構造、時代のニーズなどから、きめ細やかな対応が求められます。近年、公園に求められる機能は、子どもの遊び場はもちろんのこと、スポーツ・健康増進の場、多様な生きものの生息空間としての場、都市生活者の潤いの場、都市の景観の向上、都市の防災性の向上、地域コミュニティの醸成の場など、多様な機能に及んでいます。

これら公園に求められる機能を発揮させるためには従来の公園管理運営の枠組みを広げ、公園の魅力・価値や新たな可能性を発掘し、公園の資質を向上させる視点から管理・運営を行い、その結果を評価して、継続的に“価値を高めていく仕事”を実行する仕組みをつくる「パークマネジメント」の考え方を導入し、公園を単なる公共財としてではなく、地域で暮らす人々のライフスタイルを豊かにする資源として公園を位置づけることで、区民とともに公園を管理運営するという協治（ガバナンス）を目指します。

こうした考えのもと、パークマネジメントプランでは、総合的に管理運営するための基本的な考え方を示し、施設・植物の管理、区民ボランティア活動やイベント等の運営、公園管理運営の評価方針、区民・利用者・行政の役割分担等により体系的・総合的に公園の管理運営について示すことを目的とします。

また、公園のパークマネジメントプランでは、協治（ガバナンス）の考え方のもと、公園の計画設計から地域と共に考え、つくり、そして多くの人に利用されるような計画とするとともに、公園の利用や管理を通じて、地域コミュニティの形成や地域活性に繋がることも目的にします。

■ パークマネジメントプラン ■

1. 管理計画
2. 運営計画
3. 管理運営の評価
4. 管理運営の主体と役割分担

2. パークマネジメントプランの内容

(1) 管理計画

1) 基本的考え方

各公園に求められる機能を十分に発揮させる管理を行います

公園の管理は、潤いのある都市生活の実現に向け、都市環境の改善・向上、都市の防災性の向上、スポーツや観光などの多様なレクリエーションへの対応、都市景観の向上など、公園に求められる機能を十分に発揮するために行います。

公園の管理は、行政および区民ボランティア、事業者などが多岐にわたって係わるため、それぞれの役割を明確にしてどのような主体が管理を行っても、一定以上の品質が確保されるよう、後述する管理運営の評価とあわせ、管理の品質チェックや利用者の満足度が高まるよう柔軟に対応します。

2) 管理内容

ア. 植栽

植物管理は、各公園が目標とする植栽（目標植栽）を継続的に達成することが目的です。そのために、剪定、刈込、施肥、病虫害防除、灌水、補植、花壇の花苗植えなどを適切な時期に行います。

また、植物材料の特性として、1. 生きている材料であること、2. 生長、繁殖を行うこと、3. 形態が多様に変化し、周辺環境に影響を及ぼすこと、4. 種類ごとに花、紅葉、かたちなどの魅力を持っていること等があげられます。従って、このような植物の生理・生態的特性を十分に把握し、健全な樹木育成、および公園を快適に利用できる空間を維持・創造します。

①美しい空間演出

公園には、ツツジ類、サクラ類など花の美しい樹木や、ヒマラヤスギ、クスノキ等の大きく雄大な樹木など、公園を美しくみせる樹木が植栽・管理されています。これらの樹木は、利用者にとって季節を感じるとともに都市生活に潤いをもたらすものです。したがって、花芽の形成時期や将来の成長を見すえた剪定など、植物生理・成長を考慮した管理を行います。

②防犯対策

自然性の高い樹林を除く全ての公園においては、防犯対策のため、樹木剪定、低木の刈込などを実施し見通しを確保します。また、常緑の生垣等により、公園内に死角が生じる場合は、枝抜きや間伐によりスリットを設けるなど、反対側が見える工夫を行います。

③災害対策

台風などの強風や降雪による枝折れ、倒木を未然に防ぐため、枯枝、枯損木の除去を実施します。

④事故対策

交通量の多い道路に面した公園の入口や駐車場における低木は、幼児の飛びだし事故等を防ぐため、低木を運転手から幼児が確認できる高さに維持します。

⑤生物多様性への対応

生きものの生息空間は、生きものの種類により樹上、草地、土壌、水辺など多様であり、このような生息空間を個々の公園で対応することは、公園規模、防犯対策、管理コスト等の面から困難です。したがって、公園規模や有する施設に応じて生物多様性に対応します。

⑥病虫害対応

植物には、その種類や季節に応じて様々な病虫害が発生するため、小まめな現場の巡回や、区民などから寄せられた連絡に素早く応じ、適切な対応を行います。

⑦公園の緑量の増加

公園の緑は、区全体の緑量の多くを占めるとともに、公園の広場などの裸地地域の緑化は、区の緑量増加に大きく寄与します。したがって、区の緑量増加のため、樹冠の拡大、裸地部の草地・芝生地化等により公園の緑を増やします。

イ. 施設

施設管理は、各施設の機能を十分に活用発揮させ、安全快適な利用を実現することが目的です。そのために、時間とともに施設の機能が劣化する状況を的確に捉え、劣化の防止、劣化損傷した施設の補修による機能回復、錆や塗装の劣化による美観低下の回復、設備・機械が正常に機能するよう運転・調整等を行います。

特に、本区の公園施設の多くは老朽化しており、新規施設に比べ管理コストが高いため、計画的に施設の長寿命化対策等を行い、効率的でローメンテナンスな管理を実現します。

また環境にやさしい施設管理を行うため、上記のような施設の機能維持とともに、自然エネルギー利用施設やエネルギー効率の高い施設導入を行います。

①安全対策（施設の長寿命化対策）

計画的な遊具全体の計画的な点検・修繕、老朽化した遊具の安全対策を実施するため、「公園施設長寿命化計画」（都市公園安全・安心対策緊急支援事業）を策定し、それに基づき適切に維持管理を行います。

②防災対策

広域避難場所に指定されている公園や、木造密集地域の公園においては、震災対応型トイレ、かまどベンチなどの防災対応施設への切り替えを行います。

また、道路からのアクセス向上や緊急車両の乗り入れなどが行えるよう、入口の拡張整備、沿道のフェンスや植栽帯の再整備を実施します。

③環境対策

低炭素社会や循環型社会へ寄与するため、自然エネルギー利用施設やエネルギー効率の高い施設導入、降雨の貯水による管理用水やトイレの水洗への利用、施設の点検・修繕による施設の長寿命化などを行います。

(2) 運営計画

1) 基本的考え方

公園の魅力を引き出し、個性を伸ばす管理運営を行います

公園の運営は、様々な人たちによって多様な利用がなされるため、植物や施設の管理により適正な利用状態にすることはもとより、利用者間のトラブル等の除去、利用の機会を均等に与えること、看板や対面による利用方法等の指導、利用者のニーズの把握など、利用者のための様々な便宜や指導を行います。文化財や自然物においては、その保全のため、利用者への理解や行為の規制を行います。

また、東京スカイツリーの建設に伴い、いくつかの公園ではまち歩き観光をする来街者の利用が多くなると予想され、公園の植物や施設だけでなく、区民、事業者、区が一体となって運営している姿そのものが、来街者にとってまちの風景の一部として映るため、心地よい風景の一部となる「見せる運営」を地域とともに作り上げていく必要があります、そのための支援や人材育成を行います。

こうした背景を踏まえ、今後は、区民、事業者、区など多様な主体により公園は管理されることを前提に、管理運営の主体が変化しても一定の質を維持しつつ、個性的で魅力あふれる公園となる運営を行います。

2) 運営内容

ア. 利用のすみ分け

利用者同士がお互いに迷惑にならないような利用を原則として、利用者の多い公園については、利用者が空間的、時間的に利用のすみ分けを自然に行えるよう、工夫を凝らした運営を行います。

イ. 区民・事業者参加の推進

①基本的考え方

公園の運営において、行政とともに区民・事業者が公園運営の主体となるよう、公園愛護会などの公園管理運営団体の設立や協定締結を区全域に広がるよう進めます。

公園の新規設置や改修整備、清掃や剪定等の管理、イベントの企画運営などの様々な機会を通じて区民・事業者の参加を呼びかけ、主体としての活動経験と技術を蓄積し、将来的には区民・事業者が自発的・組織的に公園運営を行える体制をつくります。

②区民活動のサポート

区民活動は、既往の活動では主に清掃や花壇管理等が行われており、これらの区民活動をより円滑に進めるためのサポートを行います。(詳細は、第IV章-⑨)

③区民活動の活性化

区民活動団体は、登録人数、年齢層、職業、参加者の管理に必要な技術など様々であり、また、活動の内容や頻度も様々です。そこで適切な組織運営を図るため、活動の内容、活動組織などの実態調査を行い、組織運営の現状をとらえ、区民活動への適切な支援を行います。また、ほとんど活動が休止しているものについては、団体の協定締結や登録解除とともに、新たな区民活動団体として設立する(組織のリフレッシュ化)支援を行う等の検討を進めます。

④区民・事業者の目標参加数

本区の区民・事業者の公園管理・運営への参加数は年々増加しており、今後も目標年次まで下表に示す参加数を目指します。

表Ⅶ-1 区内ボランティアの現状と目標数

区民ボランティア	現在 (2010年3月)		目標(2025年)	
	公園数	活動団体数	公園数	活動団体
公園愛護協定	65	62	80	77
コミュニティガーデン委員会	5	5	10	10
隅田公園さくらパートナーシップ	1	1	1	1
中川桜愛護会	1*	1	1*	1
事業者	1	1	6	6
合計	延べ73**	70	延べ98**	95

*旧中川は将来公園化する予定であるため掲載しています。

**区民ボランティアが活動している公園は重複しているものもあるため、延べ数を記載しています。

ウ. 利用者へのおもてなし活動

①基本的考え方

一般の公園利用者や観光客にとって、公園を管理する風景も、公園やその地域の印象として残ります。そこで、訪れた人が心地よく利用できるよう、“見せる公園運営”を行います。

“見せる公園運営”の具体化として、美しい花の観賞やベンチや、トイレなどの休憩施設がきれいであり心地よく利用できるなどの基本的な管理のほか、区民や管理作業者の姿や振る舞い、また管理の作業内容をパンフレットや看板などで、おもてなしの気持ちを来街者に伝える拠点となるよう、区民、事業者、区が一体となって、公園の運営を展開します。

施設整備については、まち歩き観光の拠点となる公園を先行的に行います。

②管理作業の見せ方

区民活動団体、管理業者、区にて、作業の服装や、区民活動用のゴミ箱や道具入れのデザイン、まち歩き観光者に不快な気持ちにさせない作業や振る舞い、植栽技術の向上について検討・実施を行います。

③作業および内容の表示

公園を管理している公園愛護会等の区民活動団体が行っている内容や成果がわかるよう、看板を設置します。また区民活動団体が関わっている公園マップや特徴的な活動の紹介を記したパンフレットなどを作成します。

エ. 魅力あるイベントの展開

①基本的考え方

イベントは、地域づくりのツールとして一過性のものではなく、1年を通じて総合的な計画のもと、公園や地域のPR、歴史・文化の継承、多様なレクリエーションの提供など様々な機能を発揮させられるよう、区民・事業者の参加促進を図る。

②区民・事業者の参加推進

地域の自治会や商店街、事業者などが企画・運営するイベントは、地域の活性化や地域コミュニティの形成を促進するとともに、それらの活動自体が地域の風景ともなります。

こうした地域づくりに寄与する目的のイベントについては、都市公園法の趣旨を踏まえながら少しでも手続きの緩和が図れるように今後検討を行い、区民・事業者の参加推進を図ります。

③魅力あるイベントの実現

質の高いイベントを維持・展開するため、参加者へのアンケートなどに基づき、イベントの事業効果、運営者へのヒアリング等を行い、運営の効率化を図ります。

また、地域の区民・事業者がイベントの主体となり、地域に根ざしたイベントが継続的に開催されるシステムを確立します。

④総合的なイベントの実施

公園で行われている区内の主なイベントは、錦糸公園や都立公園等の大規模公園や、本所松坂町のような特色のある公園で実施されています。

イベントの内容は、現行の区の歴史や季節の風物詩的なものや、一般区民参加型のイベント等が主だったものです。今後、小学生を対象としたエコ教育プログラムや墨田区の歴史を満喫できるツアーなど、地域の子どもたちが公園や墨田区に一層愛着を持つようなイベントを検討します。

オ. 利用ルール（利用規制）

①基本的考え方

公園の利用規制については、公園の規模や周辺の都市構造などにより、公園の利用目的や内容が異なるため、個々の公園の設置目的や利用内容によって、利用規制を柔軟に対応させ、快適に利用できるようにします。

多くの公園では、地域住民を含めた住民一般による利用を前提として設置されていますが、隅田公園、錦糸公園、大横川親水公園等、周辺に観光施設の多い公園では、多くの来街者の利用を視野に入れた公園利用を考慮する必要があります。また、歴史的・文化的に有意な環境資産のある空間においては、それらの資産価値が損なわれないよう、利用ルールを設定します。

②表示内容

公園は、多様な施設、利用目的があるため、公園毎の実情にあわせ、利用ルールを表示します。

③表記方法

利用規制を促す看板等は、日本語の表記だけではなく英語や中国語などの外国語表記、さらにはピクトグラム（絵文字）を用いて、誰でもわかりやすい表記とします。

ピクトグラムにおいては、区で統一したデザインのものを利用します。

(3) 管理運営の評価

1) 基本的な考え方

よりよい管理運営実現のため、5年サイクルで公園を評価します

公園の管理運営の質を保ち、利用者により高いサービスを提供するため、公園管理運営に評価システムを導入します。評価は、区全体の評価と公園ごとの評価の大きく2つの評価を行います。

前者は、本計画の目標年次である2025年までの目標値および、それを実現するための5年ごとの中間目標を設定し、公園行政としての達成度評価を行い、それを公園行政に反映させることで、管理運営の質を維持・向上させます。

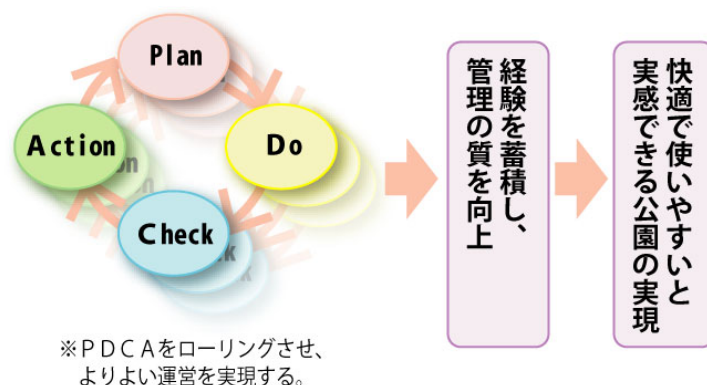
後者は、全公園を5つのグループに分け、公園ごとに施設や利用についての評価項目を示した「公園カルテ」を用いて毎年1グループずつ評価を行い、管理運営に反映させます。なお、大規模公園においては、個別の事業計画を作成し、その計画に対する達成度評価や利用者の満足度評価等を行い、事業計画に反映します。

2) PDCAマネジメントサイクル

PDCAマネジメントサイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4要素を1つのサイクルとし、継続的に業務改善を行う考え方です。これを公園管理運営に導入していきます。

■ PDCAマネジメントサイクルの基本的考え方

1. Plan（計画）は、公園の現況把握により「積極的に面積を拡大する」、「質を向上する」、「区民とともに育てる」の公園整備の基本方針に沿って具体的な目標値を設定した基本計画である。
2. Do（実行）は、「公園施設長寿命化計画」「公園安全安心植栽管理方針」等に沿って業務を行う。
3. Check（評価）は、区全体では5年ごとの評価、事業計画公園では年度ごとの達成度評価および満足度評価を実施し、業務が計画に沿って実施されているかを確認する。
4. Action（改善）は、具体的な改善の実施や、計画改善事項をまとめる。
5. Plan（計画）、Action でまとめた計画改善事項をもとに修正計画を立案する。
6. 上記のPDCAマネジメントサイクルをローリングさせ、よりよい運営を実現する。



図Ⅶ-7 PDCAマネジメントサイクルの概念図

(4) 管理運営の主体と役割分担

1) 基本的な考え方

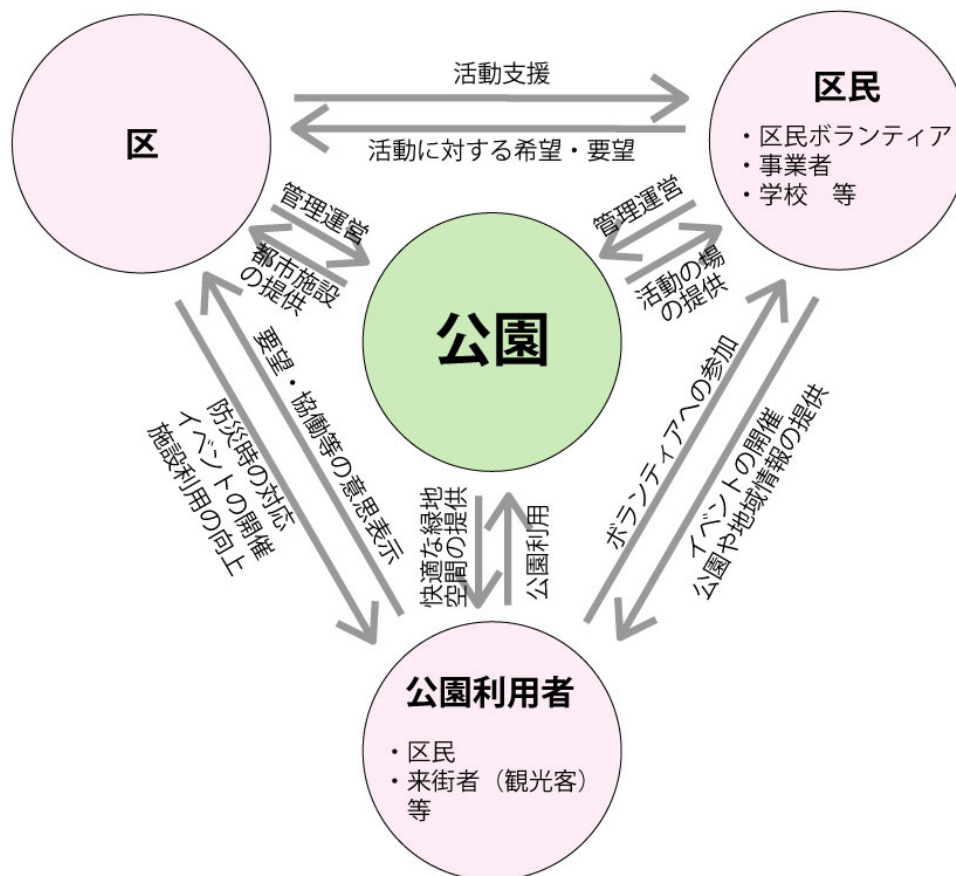
区民・公園利用者・区が連携してよりよい公園を育てます

公園に関わる主体は、主に区民・公園利用者・区の3者に分けられ、これらは下図のような公園管理運営についての関係を持っています。

区立公園では、大部分の公園を墨田区道路公園課が管理していますが、押上公園や大正民家園のように教育的要素が大きい公園においては、墨田区教育委員会が管理運営を行っている箇所もあります。

このように公園の性格の違いで管理主体を変えることで、より公園の特徴を引き出し、特色ある公園となっています。同様に、区民ボランティア等による公園の管理運営や、地域の事業者がイベントや清掃などに関わることで、地域に根付いた公園となり、特色ある公園となります。特に住宅が多い地域における小規模な公園は、公園の特徴を際立たせ、区民主体の管理運営を推進します。

一方、大規模公園は区のシンボリックな公園として、その特徴を観光やレクリエーションについて、これまで以上に利用者が満足するよう、区民・区による創意工夫あふれる管理運営を展開し、多様なサービスの充実を図ります。(図VII-9)



図VII-9 各主体の役割

